

## 議案第 8 4 号

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
杉並区立学校施設使用料条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

- 3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、教育委員会規則で定める I C カード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（教育委員会規則で定める期間内に使用料又は利用料金の納付に充てることができる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によることができる。この場合において、当該 I C カードに記録された利用可能金額から別表第 1 に定める使用料の額（第 4 条の規定により使用料が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 4 I C カードを使用しようとする者が別表第 3 の左欄に掲げる額を納付したときは、当該 I C カードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が教育委員会規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。
- 5 前 2 項に定めるもののほか、I C カードに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 3 条ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合は、教育委員会規則で定めるところによる。  
別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

納付金額	利用可能金額
1,250円	1,500円
2,500円	3,000円

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月5日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に交付された改正前の第2条第3項に規定する使用券については、杉並区教育委員会規則で定める日までの間は、同項に規定する温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付について、これを使用することができる。

（提案理由）

ICカードを使用する方法による使用料の納付等について定める等の必要がある。

## 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(使用料)	(使用料)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
<p><u>3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、教育委員会規則で定めるICカード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（教育委員会規則で定める期間内に使用料又は利用料金の納付に充てることのできる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によることのできる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から別表第1に定める使用料の額（第4条の規定により使用料が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。</u></p>	<p><u>3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、別表第3に定める使用券によることのできる。この場合において必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p>
<p><u>4 ICカードを使用しようとする者が別表第3の左欄に掲げる額を納付したときは、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に</u></p>	

定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が教育委員会規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会規則で定めるところによる。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。